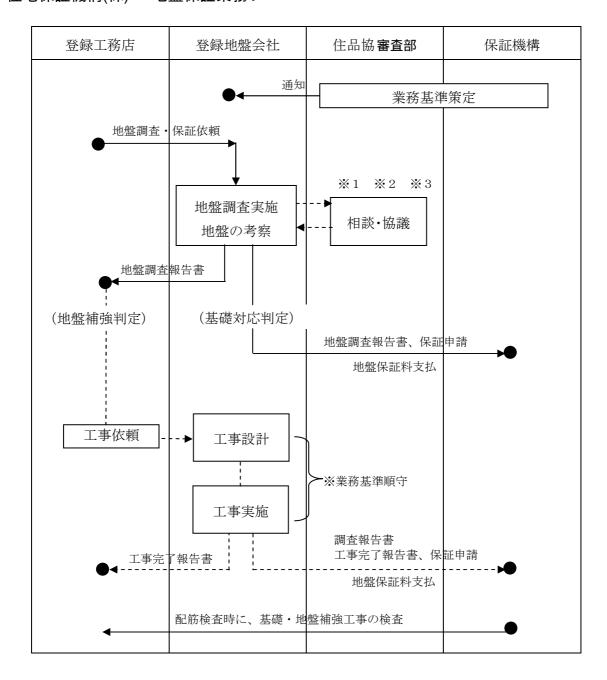
## 住宅保証機構(株) 地盤保証業務フロー



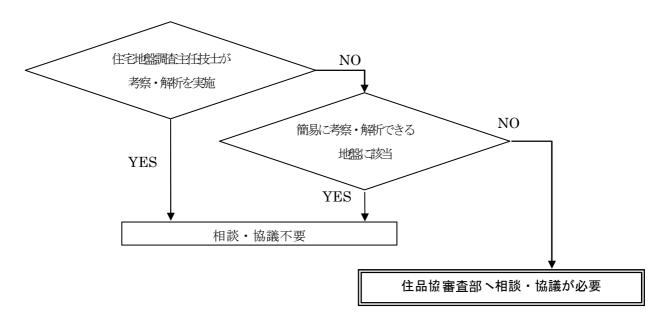
## 住品協審査部による相談・協議について

- ※1「簡易に考察・解析ができる地盤」に該当しない物件(いわゆるグレーゾーンの物件) については、住品協**審査部**技術者と地盤会社技術者とで意見の交換をしながら地盤認 識の一致を図ります。技術部が地盤会社に代わって地盤調査の考察・解析をするので はありません。
- ※2 住宅地盤調査主任技士が考察・解析を行う場合は相談・協議の必要はありません。
- ※3 地盤調査の判定に登録工務店が異義を唱えた場合、調査会社は住品協**審査部**に再判定 を依頼することとします。

## 相談料

一物件当り 4,200 円(税込)

- 地盤調査考察における住品協審査部への相談・協議について
- ・次の場合は、基礎仕様判定書及び必要資料を住品協審査部へ提出し、基礎仕様の判定 について相談し協議の上決定することとする。



※「簡易に考察・解析できる地盤」の条件は業務基準に定めてあります。

## 相談・協議の手順

- ・ 考察担当者として登録された方が「基礎仕様判定書」を作成し、次の資料と一緒に住品協**審査部**へ送付してください。(メールまたはFAX) 地形図、調査位置図、調査データ、周辺状況確認書、現場写真、 住宅地図などの調査地を特定できるもの
- 特に相談したいことがあるときは別途用紙に記載してください。
- ・ 住品協**審査部**では「基礎仕様判定書」及び添付資料を確認し、確認印を押して返信します。(メールまたはFAX)

尚、必要な場合は考察担当者に連絡し判定内容その他を協議します。

NPO住品協 審査部 〒113-0034 東京都文京区湯島4-6-12 湯島ハイタウンB-222 Tel.03-3830-9824 Fax.03-3830-9852 E-mail: jhk-shinsa@juhinkyo.jp